

規 約

奈良県サイクリング協会

第1章 総則

名称

第1条 本会は、奈良県サイクリング協会（略称 NCA）と称する。

目的

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せてサイクリングの健全な発達と、その啓蒙普及に寄与することを目的とする。

事務所

第3条 本会は事務所を、奈良市高天市町 22-2 に置く。

第2章 事業

事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の親睦を図るための事業
2. サイクリングの普及、奨励
3. サイクリング指導者の養成
4. 本会の主催（主管）するサイクリング大会の開催
5. サイクリングに関する調査、研究
6. 関係機関・団体との交流及び協力
7. その他サイクリング発展上必要と認めた事業

第3章 会員

会員

第5条 本会は、次の会員によって構成する。

1. 個人会員
財団法人日本サイクリング協会の会員に登録することができる。
2. クラブ会員
本会の事業に準拠して活動する3名以上の個人会員と非会員で構成する団体（クラブ）は、本会公認として登録することができる。
また、その代表者はクラブ会員として登録することができる。
3. 賛助会員
本会の目的に賛同する人及び団体

入会

第6条 会員になろうとする人は、入会申込書を提出し、併せて定められた会費を納入しなければならない。

第7条 団体（クラブ）の公認は、理事会の承認を必要とする。

第8条 本規約に違反、あるいは不都合の行為ありと認められたときには、理事会の決議により、除名することができる。

第9条 会員の退会については、会員（個人、クラブ）の自由とする。

但し、納入済の会費は返却しない。

会 費

第10条 会員は別途定める会費を定められた期間内に納入しなければならない。

正当と理事会が認めた場合を除き、会費未納者は退会となる。

第4章 役 員

役 員

第11条 本会は、次の役員をおく。

会 長 1 名

副会長 若干名

理事長 1 名

副理事長 若干名

常任理事 若干名

理 事 若干名

監 事 若干名

第12条 本会は、必要により顧問、相談役を置くことができる。

選 任

0 第13条 役員は次により、選出する。

1. 役員は、会員から選出する。
2. 会長は、理事会において推挙する。
3. 理事長、副理事長、常任理事は、理事会において互選する。
4. 副会長、監事は、理事会に諮り、会長が委嘱する。
5. 理事は、個人会員、団体（クラブ）等より推薦のあった者から理事会で選任する。

任 務

- 第14条
1. 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
 3. 理事長は、理事会を代表し、本会業務を統括する。
 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その任務を代行する。
 5. 常任理事は、総務、企画、会計、広報を担当する。
 6. 理事は、理事会を構成して、会務の執行を決定し業務を処理する。
 7. 上記の任務は兼任することができる。

8. 監事は、会計及び各事業を監査する。
9. 監事は、理事を兼任することはできない。

任 期

- 第 15 条
1. 会長、副会長の任期は特に定めない。
 2. 上記以外の役員の任期は、2 ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 16 条 本規約に違反、あるいは本会の名誉を著しく損なう行為が認められた時は理事会の決議により、当役員を解職することができる。

専門委員

第 17 条 本会は、専門事項を処理するため、必要がある時は、理事会の議を経て専門委員を置くことができる。委員は理事長がこれを委嘱する。

指導者資格認定委員会

第 18 条 本会は、指導者の審査、認定を行う指導者資格認定委員会を設置する。認定委員は3名とし、理事会に諮って会長が任命する。認定委員は、JCAの検定委員任務規定に従って認定する。

第 5 章 会 議

理事会

第 19 条 理事会は、第 11 条で規定された理事によって構成され、本会唯一最高の議決機関とする。

第 20 条

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 2 分の 1 以上の理事が理事会の招集を請求した場合、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

第 21 条

1. 理事会は、2 分の 1 以上の理事の出席で成立する。
2. 出席できない理事は委任状を提出することにより、出席と同等と認める。

第 22 条

1. 理事会が必要と認めた者は、理事会に出席することができる。
2. 会長、副会長、監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 23 条 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

第 24 条 理事会は、次の各事項を審議、議決する。

1. 役員の選出及び解任
2. 年間事業計画
3. 収支予算
4. 収支決算
5. 規約改定に関する事項
6. 総会から付託された事項

7. サイクリング大会、主要なイベント等の特別事業の実施承認
8. 公認団体（クラブ）の承認
9. 各種団体との利害を伴う協力関係、協定の承認
10. その他、重要な事案

総 会

- 第 25 条 総会は、全会員（個人会員、クラブ会員、賛助会員）で行われる。
- 第 26 条 総会は、毎年 1 回、新会計年度開始以後 3 ヶ月以内に理事長が招集する。
- 第 27 条 必要があれば、理事会の議決により臨時総会を開催することができる。
この場合、理事長が速やかに招集する。
- 第 28 条 総会では下記事項について、説明、報告を行わなければならない。
1. 前年度収支決算報告
 2. 当年度事業計画
 3. 当年度収支予算計画
 4. 新任及び退任理事の紹介
 5. その他
- 第 29 条 総会の意見は、理事会に付託することができる。

月例会議（月例ミーティング）

- 第 30 条 1. 年間事業計画及びサイクリング大会等主要イベントの執行に関すること、
並びにその他諸課題について、月例会議を開催する。
2. 第 24 条に該当することは、理事会に諮り決定する。
- 第 31 条 月例会議は、概ね月 1 回開催する。

第 6 章 特 別 事 業

特別事業

- 第 32 条 サイクリング大会、主要なイベント等の特別事業については、第 17 条の専門委員がプロジェクトチームを編成し執行する。
- 第 33 条 上記の専門委員は、会計担当常任理事をまじえて当該プロジェクトの事業計画、収支計画を策定し、理事会の承認を得なければならない。
- 第 34 条 サイクリング大会、主要イベント等の特別事業については、一般会計とは別に特別会計として、その収支を管理し、その収支結果を一般会計に反映させることとする。
- 第 35 条 特別事業の実施結果は、理事会に報告しなければならない。

第 7 章 会 計

- 第 36 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日までとする。

- 第 37 条 本会の経費は、会費及び補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 38 条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、理事会に報告し、その承認を得なければならない。
- 第 39 条 理事長は、会計帳簿、備品台帳、会員名簿、役員名簿、及びその他の帳簿類を作成し、保管しなければならない。
- 第 40 条 前条に掲げる単年度の帳簿類のうち会計に関するものは5年間、名簿に関するものは2年間の保存期間を経て廃棄することができる。
- 第 41 条 役員は全て無報酬とする。但し、職務のため必要な実費等は支給することができる。
- 第 42 条 金銭の取扱については、別に定めるところによる。

第8章 関係団体

関係団体

- 第 43 条 1. 公認団体（クラブ）
本会の事業に準拠して活動する3名以上の個人会員と非会員とで構成する団体（クラブ）であって、その代表者からの申請に基づき公認し、要請があれば、その活動に対して支援を行う。
2. 協力団体
自転車関係企業、自転車関係団体（競技、安全、エコ等）、スポーツ関係、イベント関係等、相互に協力することにより、事業の発展を期待することができる団体
3. 本会の事業に緊密に関係する団体
- (1) 財団法人日本サイクリング協会（JCA）
 - (2) 近畿ブロックを構成する近畿圏各府県サイクリング協会
 - (3) その他の都道府県サイクリング協会
 - (4) 奈良県等公的機関
 - (5) 広報機関（マスコミ）
- 第 44 条 前第 43 条の関係団体との関係構築は理事会で決定することとする。

第9章 規 約

規約改定

- 第 45 条 本規約を改定する場合は、理事会で審議、議決する。

付 則

この規約は、昭和 40 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 45 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 47 年 5 月 30 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 54 年 3 月 18 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 55 年 12 月 31 日から施行する。

付 則

この規約は、昭和 58 年 5 月 8 日から施行する。

付 則

この規約は、平成 24 年 10 月 27 日から施行する。